

令和7年7月1日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

東京運輸支局  
自動車運送事業監査室

(1) 行政処分等の年月日	令和7年7月1日
(2) 事業者の氏名又は名称	株式会社セネック (法人番号: 4010501006672) 代表者 三浦 義幸
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 茨城県猿島郡境町78-11 (調布営業所) 東京都調布市野水1-1-1
(4) 行政処分等の内容	文 書 警 告
(5) 主な違反の条項	旅客自動車運送事業運輸規則第68条
(6) 違反行為の概要	令和7年3月24日及び令和7年4月15日、新規許可を受けたことを端緒に監査を実施。2件の違反が認められた。 (1) 運行管理者の解任届出義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則運輸規則第68条)、(2) 報告義務違反(道路運送法第94条第1項)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 0点 当該事業者の累積点数 0点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2.(4)但し書き参照)